

令和4年11月10日  
選挙管理委員会事務局

世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の  
公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

公職選挙法施行令の一部改正（令和4年4月6日施行）に伴い、世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する必要があるため。

2 改正内容

(1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担額について（第4条第2号イ及びロ）

一般運送契約以外の契約の場合、自動車借入れの各日の単価を「15,800円」から「16,100円」に、燃料費の各日の単価を「7,560円」から「7,700円」に、それぞれ改める。

(2) 選挙運動用ビラの作成の公費負担額について（第8条）

1枚当たりの作成単価を「7円51銭」から「7円73銭」に改める。

(3) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担額について（第11条）

1枚当たりの作成単価を算定するにあたり、基礎として用いる金額「310,500円」を「316,250円」に改め、ポスター掲示場の数が500以下である場合に用いる金額「525円6銭」を「541円31銭」に、ポスター掲示場の数が500を超える場合に用いる金額「262,530円と27円50銭」を「270,655円と28円35銭」に、それぞれ改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別添のとおり

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年11月 第4回区議会定例会（改正条例案提案）

## 新旧対照表

## 世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 省略 (自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円)の合計金額</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車(同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>ロ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり</p>	<p>第1条～第3条 省略 (自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円)の合計金額</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車(同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>ロ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり</p>

改正後	改正前
<p>使用される他の自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<b>7,700円</b>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ハ 当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該自動車の運転手(同一の日において2人以上の自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額</p> <p>第5条～第7条 省略</p> <p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<b>7円73銭</b>を超える場合には、<b>7円73銭</b>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>第9条～第10条 省略</p> <p>(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額の</p>	<p>使用される他の自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<b>7,560円</b>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ハ 当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該自動車の運転手(同一の日において2人以上の自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額</p> <p>第5条～第7条 省略</p> <p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<b>7円51銭</b>を超える場合には、<b>7円51銭</b>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>第9条～第10条 省略</p> <p>(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額の</p>

改正後	改正前
<p>うち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に<u>316,250円</u>を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p> <p>(1) ポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額</p> <p>(2) ポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>270,655円</u>と<u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額</p> <p>第12条 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担については、なお従前の例による。</u></p>	<p>うち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p> <p>(1) ポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>525円6銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額</p> <p>(2) ポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>262,530円</u>と<u>27円50銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額</p> <p>第12条 省略</p>

公費負担の対象とその限度額（改定後）

【参考資料】

公費負担の対象		公費負担の限度額							
選挙運動用自動車	1 一般運送契約（ハイヤー）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 （同一の日については1台に限る）	各日について 64,500 円 （合計上限額：451,500 円）						
	2 その他の契約	ア 自動車借入れ契約（レンタル）	各日について <u>16,100 円</u> 【改定】 （合計上限額：112,700 円）						
		イ 燃料供給の契約	<u>7,700 円</u> × 選挙運動の日数 【改定】 （合計上限額：53,900 円） ※各日における限度額はありませぬ						
		ウ 運転手雇用の契約	各日について 12,500 円 （合計上限額：87,500 円）						
		① 契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。 ② 選挙運動期間中で1（一般運送契約）を選択した日は2（その他の契約）の計算では選挙運動の日数から除いて計算する。							
ビラの作成	区議	選挙管理委員会に届出た2種類以内のビラの作成費 （①A4以内の規格、②4,000枚以内）	1枚あたりの作成単価限度額 <u>7 円 73 銭</u> × 作成枚数（4,000枚以内） （合計上限額：30,920 円） 【改定】						
	区長	選挙管理委員会に届出た2種類以内のビラの作成費 （①A4以内の規格、②16,000枚以内）	1枚あたりの作成単価限度額 <u>7 円 73 銭</u> × 作成枚数（16,000枚以内） （合計上限額：123,680 円） 【改定】						
ポスターの作成	当該候補者を通じ、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（選挙区内のポスター掲示場数以内）を乗じた金額  ○世田谷区のポスター掲示場の数は898箇所（令和4年9月の定時登録時点）で試算		【改定】 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1枚あたりの作成単価限度額<sup>㉔</sup></td> <td>667円</td> </tr> <tr> <td>作成枚数<sup>㉕</sup>（ポスター掲示場の数）</td> <td>898枚</td> </tr> <tr> <td>公費負担額 ㉔×㉕</td> <td>598,966円</td> </tr> </table> 1枚あたりの作成単価限度額（ポスター掲示場数が500を超える場合）  単価 = $\frac{270,655 \text{ 円} + 28 \text{ 円 } 35 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$ （1円未満の端数は切り上げ）	1枚あたりの作成単価限度額 <sup>㉔</sup>	667円	作成枚数 <sup>㉕</sup> （ポスター掲示場の数）	898枚	公費負担額 ㉔×㉕	598,966円
	1枚あたりの作成単価限度額 <sup>㉔</sup>	667円							
作成枚数 <sup>㉕</sup> （ポスター掲示場の数）	898枚								
公費負担額 ㉔×㉕	598,966円								
補足説明	㉔ 1枚あたりの作成単価限度額、㉕ 作成枚数それぞれで制限を受ける。 （例）・1枚の単価が1,000円のポスターを500枚作成した場合→ <u>667 円</u> （1枚あたりの作成単価限度額）×500枚=333,500円（公費負担額） ・1枚の単価が500円のポスターを1,000枚作成した場合→500円× <u>898 枚</u> （作成枚数の限度）=449,000円（公費負担額）								

（すべて消費税込みの金額）

公費負担の対象		公費負担の限度額							
選挙運動用自動車	1 一般運送契約（ハイヤー）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る)	各日について64,500円 (合計上限額：451,500円)						
	2 その他の契約	ア 自動車借入れ契約（レンタル）	各日について15,800円 (合計上限額：110,600円)						
		イ 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (燃料供給契約を締結した <b>選挙運動用自動車に供給したものに限り</b> ) 7,560円×選挙運動の日数 (合計上限額：52,920円) 各日における限度額はありませぬ						
		ウ 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日について1人に限り） 各日について12,500円 (合計上限額：87,500円)						
		契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限り。  選挙運動期間中で1（一般運送契約）を選択した日は2（その他の契約）の計算では選挙運動の日数から除いて計算する。							
ピラの作成	区議	選挙管理委員会に届出た2種類以内のピラの作成費 (A4以内の規格、4,000枚以内)	1枚あたりの作成単価限度額7円51銭×作成枚数(4,000枚以内) (合計上限額：30,040円)						
	区長	選挙管理委員会に届出た2種類以内のピラの作成費 (A4以内の規格、16,000枚以内)	1枚あたりの作成単価限度額7円51銭×作成枚数(16,000枚以内) (合計上限額：120,160円)						
ポスターの作成	当該候補者を通じ、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（選挙区内のポスター掲示場数以内）を乗じた金額  世田谷区議会議員・区長選挙のポスター掲示場の数は897箇所 (平成30年12月の定時登録で決定)		<table border="1"> <tr> <td>1枚あたりの作成単価限度額A</td> <td>652円</td> </tr> <tr> <td>作成枚数B（ポスター掲示場の数）</td> <td>897枚</td> </tr> <tr> <td>公費負担額 A×B</td> <td>584,844円</td> </tr> </table> 1枚あたりの作成単価限度額（ポスター掲示場数が500を超える場合）  $\text{単価} = \frac{262,530 \text{円} + 27 \text{円} 50 \text{銭} \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + 310,500 \text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$ （1円未満の端数は切り上げ）	1枚あたりの作成単価限度額A	652円	作成枚数B（ポスター掲示場の数）	897枚	公費負担額 A×B	584,844円
	1枚あたりの作成単価限度額A	652円							
作成枚数B（ポスター掲示場の数）	897枚								
公費負担額 A×B	584,844円								
補足説明	A 1枚あたりの作成単価限度額、B 作成枚数それぞれで制限を受けます。 (例)・1枚の単価が1,000円のポスターを500枚作成した場合 652円(1枚あたりの作成単価限度額)×500枚=326,000円(公費負担額) ・1枚の単価が500円のポスターを1,000枚作成した場合 500円×897枚(作成枚数の限度)=448,500円(公費負担額)								

(すべて消費税込みの金額)